

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 22 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月20日

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

(平成 2 2 年 5 月 2 0 日)
(条例第 1 6 号)

北本市税条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 0 条の 4 第 1 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項及び同条第 5 項第 3 号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 6 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第 2 0 条の 5 第 1 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。